



平成 28 年 3 月 11 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ユ ー ク ス  
( コ ー ド 番 号 4 3 3 4 )  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 谷 口 行 規  
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 品 治 康 隆  
電 話 番 号 0 7 2 ( 2 2 4 ) 5 1 5 5 ( 代 表 )

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 3 月 11 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 4 月 27 日開催予定の第 24 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことにもない、当該取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第 26 条第 2 項および第 33 条第 2 項の一部を変更するものであります。なお、第 26 条第 2 項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第 26 条 [条文省略] 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役</u> との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(取締役の責任免除) 第 26 条 [現行どおり] 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>取締役 (業務執行取締役等である者を除く)</u> との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 33 条 [条文省略]</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 33 条 [現行どおり]</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日： 平成 28 年 4 月 27 日 (水)

定款変更の効力発生予定日： 平成 28 年 4 月 27 日 (水)

以 上